

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路予定区域の占用の許可及び変更の許可		
根拠法令及び条項	道路法第91条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 別紙参照		
審査基準 設定年月日	平成6年 9月 30日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(書類が窓口に到達してから原則14~21日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成10年 8月 5日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 道路管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

【別紙】

道路予定区域における許可行為の審査基準（道路法第91条1項関係）

道路予定区域における許可を行うにあたっては、

- 1 当該道路工事の施行時期に支障とならないこと。
- 2 当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法に支障とならないこと。
- 3 当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容（構造、移転除却の難易度等を含む。）及び期間は、当該道路工事の施行に支障とならないこと。
- 4 当該道路予定区域の従来の利用方法の変更とならないこと。

を基準として判断する。

ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で次に掲げる行為は、許可するものとする。

- ア 非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の修繕等及びそのために行う土地の形質の変更
- イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築及び土地の形質の変更
- ウ 既存の工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- エ 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために必要な土地の形質の変更